

宮城県産日本酒を活用した観光ツアープラン及びモデルコース造成業務 仕様書

1 委託業務の名称

宮城県産日本酒を活用した観光ツアープラン及びモデルコース造成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務の目的

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会（以下「発注者」という。）では、令和6年12月に日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒への国内外の関心が一層高まっていることを受け、宮城県産日本酒を活用した観光資源の魅力向上と誘客促進を目的として、宮城県産日本酒を活用した観光ツアープラン及びモデルコース造成業務（以下「本業務」という。）を実施する。

本業務は、全国有数の日本酒の産地であり、高く評価される銘柄が数多く揃う「酒どころ」である宮城県の強みを活かし、県内の酒蔵を中心とした体験型の観光ツアープランを造成するとともに、車を使用しない個人旅行者が公共交通機関で気軽に日本酒の魅力を体感できるモデルコースを構築し、宮城県への誘客促進と宮城県産日本酒のファン層拡大を目指すものである。

4 ターゲット層

（1）年代

20歳以上であること以外問わないが、本県への来訪数が多い20代～30代の女性を取り込めることが望ましい。

（2）エリア

- ①関東地方（本県の宿泊観光客数が最多）
- ②東北地方

（3）属性

日本酒に興味・関心があり（初心者を含む）、観光・旅行意欲が高い層

5 業務委託の内容

本業務の内容は次の（1）から（6）とし、その内容について、仙台圏だけでなく、他の地域への誘客が図られるよう努めること。

（1）交流体験を重視した観光ツアープランの企画・造成

以下の3要素を全て含む観光ツアープランを2つ以上企画・造成すること。

- ・酒蔵見学：酒造工程の説明や施設見学等
- ・蔵元との交流：杜氏や蔵元による講話、酒の歴史・文化に関する学びの場の設定
- ・ペアリング体験：宮城の山海の幸と地酒の組み合わせを味わう食体験

イ 酒蔵やその土地の歴史・風土とともに、生産者の思いを知り、宮城県の日本酒への興味・

関心を深め、再訪したいと感じられる内容とすること。

ロ 宿泊を含む1泊2日以上行程を想定し、季節や地域特性を考慮すること。

ハ ペアリング体験の会場は、地元の飲食店や旅館・ホテル等を使用することとし、提供するお酒は、宮城の日本酒から4種類以上を選定し、お酒に合わせる食のメニューは、お酒と同種類以上を提供すること。(地酒の銘柄は同一でも可。)

ニ 10～20名程度の旅行者を想定するものとするが、体験の質および安全性を確保するため、酒蔵や飲食施設等と受入条件、定員、タイムスケジュール等について、個別に調整を行うこと。

ホ 事業終了後に、造成した観光ツアープランを商品化し、販売から実施まで継続して行えるよう、事業期間内に関係事業者と調整し、その手法について提案すること。

(2) 公共交通で巡る日本酒モデルコースの企画・造成

車を使用しない個人旅行者でも楽しめるモデルコースを1つ以上企画・造成すること。

イ 鉄道や路線バス等の既存交通機関を活用すること。

ロ 酒蔵見学・日本酒の購入・地酒提供の飲食店などをコース内に組み込むこと。

ハ 徒歩圏内の移動で完結するコースや、乗り継ぎしやすいルート構成とすること。

ニ 1名～5名程度での旅行を想定し、県内での宿泊を想定した内容とすること。

ホ 事業終了後も、造成したモデルコースを継続的に活用できるよう、事業期間内に自治体、関係事業者等との調整を行うこと。

(3) 実証の実施

本項(1)及び(2)の観光ツアープラン・モデルコースについては、少なくとも1回以上の実証(モニターツアー等)を実施すること。

イ 実証の実施方法(有料・無料の別、参加者の属性、募集方法等)については、受注者の判断で柔軟に設定してよいものとするが、モニター参加者の募集及び構成に当たっては、上記4に定めるターゲット層を踏まえた上で適切に設定すること。

ロ 事業終了後、発注者が本項(1)および(2)の観光ツアープラン・モデルコースを活用してプロモーションを行えるよう、実証の様子等を撮影し、写真データを発注者に納品すること。

(4) 体験型プロモーションの実施

首都圏において、宮城県産日本酒の魅力発信や宮城県への誘客につながる体験型プロモーションを1回以上実施すること。

イ 宮城県産日本酒の試飲・ペアリング体験、杜氏や蔵元等との交流など、現地訪問意欲を喚起できる内容とすること。

ロ 参加者に対して、宮城県への来訪につながる観光情報等を提供すること。

ハ 規模、開催場所、募集方法、参加者層、有料・無料の別等は、受託者の提案に基づき、発注者と協議のうえ決定すること。

(5) その他、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための独自提案を行うこと。

(6) 事業効果の効果検証

イ 本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値を設定すること。また、それぞれの算出根拠もあわせて提示すること。

ロ 本事業の成果を測定・分析するに当たり、本項（３）及び（４）の実証及び体験型プロモーションでは、参加者及び関係事業者・団体等にアンケート調査を実施するとともに、分析結果を関係事業者・団体等へフィードバックし、本事業終了後も継続した取組に繋がるようにすること。

ハ 参加事業者との調整に要する経費、謝礼、交通費、宿泊費等の必要経費は委託料に含むこと。

6 事業報告

（１）提出物

受注者は、本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（指定様式）と併せて発注者に提出するものとする。

なお、報告書と業務完了報告書については、紙媒体１部及び電子媒体で提出することとし、報告書には以下の成果物の内容を含めること。

イ ５（１）及び（２）の観光ツアープラン・モデルコース企画書

ロ 上記プラン及びコースに係る詳細行程表

ハ 実証（モニターツアー等）の実施報告書

ニ 実証の様子等を撮影した写真データ

ホ 体験型プロモーションの実施報告書

ヘ 独自提案に基づき実施した取組の記録

（２）提出期限 令和８年３月３１日（火）

（３）報告書等の提出先

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局

（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目８番１号 宮城県経済商工観光部観光戦略課内）

7 契約に関する条件等

（１）著作権等

イ 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら又は発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

ロ 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

ハ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において調査・確認を行うこと。

ニ 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

（２）機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限等

イ 受注者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ロ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等、必要事項を受注者に対して書面で報告しなければならない。

8 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。また、予め業務のスケジュールを設定して事業を実施すること。

(2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を作成し、業務完了報告書と併せて発注者に提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(4) 受注者はやむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。

(5) 納入物に関する著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、一部についてはその限りではない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。